〈資料報告〉

相島通信使関連史跡調査の近年の成果

―享保四年七月二十四日大風破船・溺死事故を中心に―

今村公亮

はじめに

江戸時代、福岡藩相島には十一回、朝鮮通信使が来島しているが現代の島民にはあまり知られていない。相島の通信使関連で現存している史跡は、通信使揚陸の波止場、客館跡地、井戸等の僅かである。過去の研究は、相島の通信使論については大正時代に藤井甚太郎[1]が、戦後では三宅英利[2]などが見られる。『福岡県史』[3]や『新宮町誌』[4]には、饗応の準備や迎護、学者同士の文化交流が主だが、高田茂廣の研究紹介[5]等ある。

また『福岡藩朝鮮通信使記録』[6]十三巻が福岡地方史研究会古文書を読む会から刊行されており、さらに新宮町『客館跡地発掘調査報告書』[7]もあることからすれば、本来はもっと知られてもよい筈である。

それらを概観すると、相島島民や領民（庄屋）の一次史料からの言及は極めて少ない。

二〇一〇年十一月、縁地連朝鮮通信使十七回大会が新宮町で開催されたが、その前に当時の朝鮮通信使関連の遺物について相島歴史の会[8]として、調査を行い百合越浜の三体の地蔵と石碑に着目した。これまで『新宮町誌』に「百合越浜の地蔵前の石碑は風化して文字が読めず、名称・由来・まつられ始めた年代も不明」とあったが、S氏とよく見ると、碑文に人の数などの文字が見える。後日、この拓本をH氏と採ったところ朝鮮通信使関連の供養碑の可能性が高まった。

玄界灘での通信使迎護中には他にも頻繁に海難事故が起きている。なかでも宝暦十四年（一七六四）の副使船が岸壁に激突し、一時は誘導をめぐり通信使の正使と福岡藩とが険悪になる事故もあった。今回とりあげる享保四年（一七一九）通信使迎護準備中の日本人が大風による破船で六十一名も溺死した大災害である。

この件については「研究部会報」十四号と十六号に発表したが、今回は新規解釈を含め纏めて報告する。

従来相島の神宮寺には通信使関連遺物はないといわれてきたが、今回の拓本採りが契機となり、次々に朝鮮通信使関連の遺物が発見された。[9]

それらの調査から、朝鮮通信使迎護や接待に領民も深く携わっていたことや、この事故の供養も「流れ灌頂」として現在まで継続されていたと、確認できたのは意義深いと思う。[10]

今回の調査で、当時の相島島民が通信使応接をどのように支えたのか、また準備中の不慮の溺死事故を追悼し、その供養を如何に対応してきたのか、福岡藩としてどのような配慮をしたか、それを多角的に考察する。

また、福岡藩として享保四年の大風による大災害を幕府や各藩へ如何なる形で報告したのだろうか、危機管理面からみてその実相に迫りたい。

石碑・台座の拓本採り

百合越浜の全景（石碑・地蔵）

百合越浜の石碑と地蔵は従来島民の云い伝えで蒙古（元寇の際の元の人々）の墓ではとか、また横死人の墓では、と云われ通信使との関係は全く考慮されてこなかった。また島人は病気に霊験あるという地蔵信仰で毎月二十四日にお詣りしている。この石碑の碑文に人の数などが一部見えたため、供養のための建立ではと推察し拓本採りを行った。[11]

予想した通り「韓使来聘」の四文字が読み取れ、享保四年七月二十四日、通信使一行の迎護準備中の溺死者に間違いないことが判明した。以下それを検証していきたい。

（1）石碑…百合越浜に位置する、前に地蔵三体あり

石碑

高さ　約一米、周　一・〇六米

碑文…表　「合葬舟人墓」

裏

（左記割）

「□□一人浦出者八人市出廿四人縣

出十八人

□茲韓使来聘時行前倒舟人子来浦長及

□□之長追念往事之惨毒建石勒之云

五年三月　　玉山　書

施主浦

触口庄屋才□中[12]」

リョウ（料）

一部に経年劣化の石の剥離があるが、その読解を試みたい。

「侍拾一人、浦出者八人、市出廿四人、縣出十八人、茲に朝鮮通信使来聘の準備中に倒れ（事故）、舟人の子孫、浦の長（触口・庄屋）、市の長（年行司）などが往時の惨毒を追念し石を建てこれに刻み云う。五年三月に碑を建立した。碑文は玉山、施主は浦の触口、庄屋、才料（賛同者）である」

溺死者は合計六十一人である。残念ながら五年の上に干支が存在したのか、石碑の現状からは不明である。

（2）台座…石碑の側に殆ど埋もれていたが掘り起し拓本を採ると左記の文字が判読できた[13]。

「享保四年己亥年

七月二十四日

風波茲死人□

□□為□□」

この台座には現存する三体の地蔵の一体、または五輪の塔が乗っていたのではと思われる。一部に蓮の形状をした

石が既に風化、または意図的か否かは不明だが二つに割れている。台座の材質も玄武岩のようでかなり劣化・剥離しかけており上記の文字が見えなくなるのもそう遠くない。事故の詳細は上記の文字で明瞭だが建立時期に関する年号は見当たらない。

台座

第一章　享保四年大風破船・溺死災害

先に拓本採りの経緯を説明したが、拓本の碑文から享保四年大風破船災害の供養に間違いないと確信できた。福岡藩や庄屋などの記録から当時の背景を追ってみる。

享保度の通信使は相島への着船は当初六月頃の予定であったが、天候や風が不順で大幅に遅れ、通信使一行は付き添いの藩主宗対馬守と壱岐に十日ほど滞在し、そこでも福岡藩同様に大風の被害に遭遇していた。

（1）福岡藩、事故概要と対馬藩への連絡

第九次享保度の通信使一行が壱岐で風待ちしている七月廿四日に事故は起きた。この日は朝より風強く、その後激しさを増し客館、波止、民家も破損、迎護準備中の船四十一艘が破船し、六十一名が溺死する痛ましい事故となった。

『福岡藩朝鮮通信使記録』（九）「享保四己亥　朝鮮人来聘記五」

「於藍嶋大風雨信使屋漕用船等破損之次第宗対馬守殿江
　届仕候事
　　附江戸言上

一　於藍嶋七月廿四日朝より風立小雨降候処、己之前刻より東風吹出、其後風雨烈未之刻頃西風ニ変シ、猶又風浪甚、信使屋家庇廻り所こ吹破惣囲吹倒其外表波戸先五六間打崩、漕用之船ホ数艘破損、民家も少こ及破壊申刻至而風波静ニ成

右の福岡藩朝鮮通信使記録（九）『享保四己亥　朝鮮人

来聘記五』によると、廿四日事故発生後、翌廿五日、福岡藩は直ちに占部傳太夫に家老黒田靱負の書状を持たせ壱岐の対馬守家老へ届けるべく早船派遣、その書状には客館、対馬衆宿泊の民家、波止などの施設、船の破損数、ならびに溺死人数など詳細に報告している。この情報は同じタイミングで江戸詰めの福岡藩家老経由で、江戸家老に急報されている。[14]

「　　対馬守殿家老中江書状控

一筆啓上候

対馬守様益々御機嫌能朝鮮信使御同道、去十九日壱州迄御渡海被成候旨、奉恐悦候、然者昨廿四日当地以之外風雨烈候、其表別条無御座候哉、依之御容体為可奉伺、各様迄如斯御座候　恐惶謹言

黒田靱負[15]

七月廿五日

杉　村　采　女　様

杉村三郎左衛門　様

大浦　忠左衛門　様

追啓　　此辺近年之大風雨ニ而、信使船漕用差出置候関船等数艘破損、三官揚陸波戸、信使屋囲幷民家も少ニ致破壊候、此段御役人中迄其表差越候様、申遣事御座候」

占部傳太夫は廿六日に壱岐到着、対馬藩家老に書状を手渡し廿九日に藍島へ帰着している。壱岐滞在の対馬守に、今回の不慮の事故の復旧に全力を挙げて取り組むが当初の対応は難しいと表明。出来る限りの対応はすると申し述べている。これに続き対馬藩家老は、大風のことは三使もよく存じており、不十分なる対応に成らざるを得ない時は対馬守様から先方に伝えるという。既に当初の日程を大幅に延引しており、順風・潮の状況次第で出発する。その旨承知願いたいとの緊迫したやり取りが続く。結果としてその後も天候不順で相島着は八月一日となり、福岡藩にとっては幸いであった。

そこで対馬藩の享保度の記録を見てみる。

右記に福岡藩からの対馬藩への報告内容につき詳述しているので、対馬藩の記録も当然ながら、それを踏襲した形となっている。左記の肥前守とは松平肥前守（黒田藩主）のこと、また溺死について触れられていないが迎護に直接関係が無いことにより省いたものと思われる。

「（略）傳太夫ゟ申聞候者一昨日廿四日風波強藍嶋差越置候肥前守手船其外小船ともニ数艘致破損客館之壁屋祢廻り波戸場茂損し其外民家等及破損候由申越候（略）」

（2）江戸・他藩への報告とその伝わり方

江戸への言上は江戸詰めの福岡藩家老を通じて、七月廿五日に三度に亘り、壱岐滞在の対馬守宛書状でより詳しく報告している。[15]それによれば、『福岡藩朝鮮通信使記録』（九）「享保四己亥　朝鮮人来聘記五」の記述と類似しており、溺死の件については「数艘之破損乗組之者も大勢相事候へハ　略」と記し、身内ゆえへの文書だろうか、事故を克明に報告している。

また、福岡藩より江戸詰めのみでなく大坂留守居や次の接待藩である萩藩、岩国藩にも今回の大風災害を同様に伝えており、以下各藩の反応を記する。

ア．岩国藩

岩国徴古館所蔵の享保度の文書を調査した結果、[16]大風破損に関する災害の興味深い記述が二ヵ所あった。岩国藩は福岡藩に通信使来聘のたび、下行の仕方（饗応）につき毎回聞合せの関係者を派遣していた。その経路があったためか、福岡藩はこの災害情報を統制した筈にも拘わらず、被害状況がより多く伝わっている。このことは他藩（岩国・萩・広島等）へは必要最小限の情報であったとおもわれ、たとえば次の通りである。

八月一日

「（略）大風雨ニ而藍嶋地嶋船数百余艘致破損之由人茂弐百人餘茂不相見之由候（略）」

災害情報の第二報は八月七日に次のように記している。

「（略）六拾三艘破損侍下こ船子ニ至迄九拾参人流失之由因茲船数請仕出（略）」

これによれば破損の船数、および溺死者　最初の弐百人余から九拾参人、船破損は数百余から六十三艘と実際の数に近づきつつあるが、当時の混乱ぶりが窺える。

イ．萩藩

萩藩の享保度の事故の記録は現時点では見つからない。福岡藩より事故の概要を伝えていたため、毛利伊

豆の名で黒田靱負へ七月二十七日、見舞書状を差し出していたことが『福岡藩朝鮮通信使記録』（九）「享保四己亥　朝鮮人来聘記五」に見える。

ウ．松浦藩

壱岐で対馬藩主と通信使一行を饗応を分担していたので、福岡藩から逐一連絡は承知していた。

萩藩同様に見舞の書状が八月十二日に松浦主鈴より黒田靱負へ差し出されたことは『福岡藩朝鮮通信使記録』（九）「享保四己亥　朝鮮人来聘記五」に見える。

第二章　遭難の記録と供養事例

玄海灘に面する福岡藩では多くの加子が溺死する事故が続発し、福岡藩、領民が供養していた事例があった。

（1）事故の記録

当時の各記録を記し、それぞれの違いを考察する。

合計六十一人はいずれの記録とも合致するが、侍関連溺死者の人数が横大路家『大庄屋留書』では十一人、他の記録は総て十二人と齟齬がある。この齟齬の因は揖取・御手加子　五人を横大路家『大庄屋留書』では四人と見間違ったのではないかと思われる。

ア．横大路家『大庄屋留書』[17]

当時の裏粕屋郡の大庄屋横大路家の記録

享保四年大風　水夫等死スの見出し

「（略）同廿四日朝五ツ時分東風起り大風吹御木屋之内少ゝ破損、其外相之嶋家転家吹破御船拾四艘詰舟之内八艘破損、御梶取其他御扶持人拾壱人・御郡水夫拾八人・御町水夫弐拾四人・御浦水夫八人〆六拾壱人死ス（略）」

同は亥ノ七月を示す

つまり　拾壱人＋拾八人＋弐拾四人＋八人＝六拾壱人

イ．『福岡藩朝鮮通信使記録』（九）「享保四己亥　朝鮮人来聘記五」

「溺死之分

御船頭　藤田　権平

御矢倉　大塚　佐左衛門

御矢倉　中村　八三郎
揖取・御手加子　五人
毛利又兵衛家来　若黨　弐人
小者　弐人
水夫四拾九人」

ウ．黒田（続）家譜巻之十九
大筋はイと同じである。

エ．長野日記・・・詳細な事故の記録あり
筆者の黒田藩家臣、長野源太夫は元禄九年（一六九六）家督を相続し、無足組拾五石扶持を給され本丸玄関番となり、元禄十一年（一六九八）に右筆所見習い、その後変遷し享保五年右筆頭取に昇進し、享保二十一年（一七三六）に没す。

「大風　朝鮮人来朝に付き　相島詰の船破損」の見出しではじまり、あとは船の明細と乗組員名などイの『福岡藩朝鮮通信使記録（九）』とほぼ同じである。特筆は「末々之死骸ハ藍島へ葬候事」と書かれており、埋葬場所が明確に藍島と記されているのは『長野日記』のみである。

オ．吉田家伝録…吉田治年勤事之章　十二　に事故の記録あり
著者は黒田藩家臣、吉田式部治年。万治三年（一六六〇）生まれ、享保六年（一七二一）退隠。見出しに「大風藍島ノ諸船破損六十一人溺死」とあり内容は概ねイと同じである。

カ．安見鼎臣弼集録　黒田家譜早鑑
安見鼎臣弼は正徳四年（一七一四）生まれ、寛政五年（一七九三）没す。黒田藩家臣で無足組。「相島大風破船」の見出し、船の明細と乗組員氏名などはイとほぼ同じであるが、水夫の数が明確に記されていない。舵取りの五人（六兵衛・徳兵衛・次四朗・甚吉・源内）の記述があるのはこの記録のみである。

キ．近世博多家伝録
礒野五兵衛は『博多津要録』[18]を著した原田安信と同じ博多の年行司を勤めた。溺死者は六十～七十と幅あり。下人を連れ官人見物し、通信使の上官に書を頂いたと記している。『博多津要録』には享保度の通信使来聘についての記述はあるが、この大風災

害はなぜか記述されていない。

「大風、相嶋官人」が見出し

「亥七月廿四日朝ゟ少々吹出シ昼九ツ八迄大風に成、家敷吹ころひ、相嶋官人参ニ付御家中皆々御出、御船そんし、人六十、七拾人そんし申候」

（同八月九日ニ、官人見物ニ相嶋へ参、津や崎へ参、同所ゟ又七と申同道ニ而相嶋へ渡リ、拙者、すし弥兵、此方下人清八召連十二日罷帰、官人上官ゟ大文字月□と申官人ゟ申請此方へ有、官人此時に見当）

以上見てきた七つの記録に事故の記述があることから、大災害であったことには間違いない。然しながら後の石碑建立、合同位牌、扁額、施餓鬼供養料などの記述は見当たらない。

領民の犠牲について述べたのは、アの横大路家『大庄屋留書』のみである。

各史料を比較すると溺死者の数は合致しているが表現が微妙に違う。しかし石碑の原文から考察すれば横大路家『大庄屋留書』が基になっていることは間違いない。

（2）天明二年供養塔の建立

年々破船が多発するなか溺死者も数多く出るので、その供養のために上浦と下浦の二ヵ所に供養塔の建立願いを大庄屋から三奉行へ天明二年（一七八二）に願い出、翌春三月に建立した、と福岡藩御用帳[19]にある。

「御領海風波御座候節ハ自他之船必破船仕候、年ニ溺死之数多ニ候、浦人他方江罷出溺死仕候儀も多く有之候、当秋も津屋崎浦之者六人、残島之者他方へ罷出六人溺死仕候、溺死仕此外ニも一両人も候、左候得ハ上浦、下浦ニ一ケ所充小キ墓築キ、溺死者之供養為仕候、大庄屋共相願候場所ハ上浦鐘崎浦、江口浦之間ニ一ケ所、下浦野北浦ニ一ケ所、右ハ上下浦中央ニ相当候、僧一両人相招供養為仕、右入用銀鑢之儀ニ御座候、浦溜ゟ取斗候様可仕旨相伺之

右月番伊織承届、伺之通可被申付旨浦奉行江及口達

十二月七日

町奉行

郡奉行

浦奉行　」

その場所を二〇一二年秋に調査したところ、二ヵ所とも

確認出来た。当時福岡藩は浦を上・下に分けていた。上浦は鐘崎と江口の間、津屋崎の海岸、松林の中（現 東海水浴場）に、下浦は糸島の野北海岸港傍にあったが、一九六〇年港湾埋立てにより戒宝寺の納骨堂前に移設された。

建立費用は浦溜[20]より充当している。建立するにも役所への伺いが必要であったことが分かる。供養塔の表の碑文は「法華塔」、裏の碑文は、亀井南冥の弟、曇栄の作、許可した浦奉行二人、願い出た大庄屋金内新左衛門[21]、入庄屋勘介の名が見える。上浦は確認出来たが下浦は風化して全く読めないが同じ文面と思われる。

上浦の碑文から、翌年の天明三年（一七八三）三月に建立し、文政元年（一八一八）に石垣地輪（台座）を新しく設置し法華塔を上に乗せたことが分かる。

上浦・下浦の供養塔の碑文は、両方とも亀井曇栄の作と思われるが、下浦の地元では仙厓と伝えられ、島の人々は上浦の碑は「大塔様（オオトウサマ）」と呼び、下浦は「オキュウトウ」と呼んでいる。（寸法は高さ　二・一米、幅　一米、周　一・八米）

この事例から当時このような供養をする風潮があったと推察され、享保四年の六十一名の事故も供養されて然るべきだっただろう。だが藩の御用帳を調査するも見い出しえていない。

第三章　石碑建立時期の考察（遺物・史料・人物）

遺物・史料・人物から多角的に建立時期を考察してみる。

（1）遺物・史料からの考察

ア．碑文

「施主　触口庄屋才料中」の触口の文字から次のことがいえる。

浦の触口が大庄屋となるのは寛延三年（一七五〇）以降であり、碑文の触口から建立時期は一七五〇年より前となり、延享五年（一七四八）はその触口である。

この時の触口は金内新左衛門（初代）、相島の庄屋は惣七の可能性が高い。

イ．合同位牌

神宮寺にある木板（高さ一・二五米・幅　〇・三米）に彫られた六十一名の合同位牌も、今回の拓本採りで謂れが分かった。それまでは所在の理由は不

明であった。

戒名を分析すると、六字戒名が八人、四字戒名が五十三人。藩関係の武士八人が六字戒名であり、「宗」・「秋」・「了」・「西」などの文字が戒名に多く用いられている。士分と水夫が同一位牌に刻されたのは当時の状況では異例である。また六十一名の中に浄土真宗の門徒であれば戒名の前に必ず「釈」があるべきなのに一人もなく、戒名の付け方に統一性がみられることから神宮寺（浄土宗）の住職が葬儀を執り行ったと考えられる。神宮寺は博多の妙円寺の末寺なので、妙円寺で戒名を付けた可能性についても調査したが、それは見出すことが出来なかった。

主だった博多（崇福寺・東長寺・妙円寺・妙楽寺等）や近郊の寺も調査したが、昭和二十年の福岡大空襲で過去帳を焼失した寺が多く調査は困難をきわめたが、二ヵ所の寺で各一例、計二例を発見した。一例は神宮寺の本寺であった妙円寺で「秋水信士」、あとの一例は裏粕屋郡本町（現新宮湊町）の西念寺で「是体信士」。因みに「秋水信士」「是体信士」の秋、体の文字が一致する戒名は秋が五名、体が一名存在する。製作時期は不明。

合同位牌と神宮寺住職

ウ．台座と三体の地蔵

台座の上にある蓮華座が真っ二つに割られ、また地蔵の首が三体とも無い。恣意的に破壊したように見えることから、相島にも廃仏毀釈の風が吹いたのではと考えていた[22]。

相島では死亡後一年以上経過しないと墓は作らない風習があり、台座の建立時期は事故が発生してから一年後、事故の収拾も一段と落ち着いての秋の彼岸頃と推定する。台座の上に現存する三体の地蔵の一つが乗っていたと思われる。

エ．扁額「心行三昧」

扁額の文字の読み方で、寺が浄土宗につき「一行三昧」か「二行三昧」と読むかの論争では、神宮寺

先代住職から現住職が「心行三昧」と聞いていたことが判明したので「心行三昧」とした。[23]

神宮寺住職によれば、父から「黒田公より御用船御難の折の供養として賜ったもの」と聞いており、これは享保四年七月二十四日に御用船が破船していることを示唆している。藩史を調べても「御用船御難」は享保四年七月二十四日の大風の出来事しかない。

扁額の書は落款により後述する横田久平の手によることが分かる。『福岡藩朝鮮通信使記録』（六）「享保四己亥年　朝鮮人来聘記　四」に「横田久平　立花勘左衛門家来、朝鮮人座札之書付ホ仕候為御用御雇ニ罷越」との記述がある。その後に任官されたものと思われる。

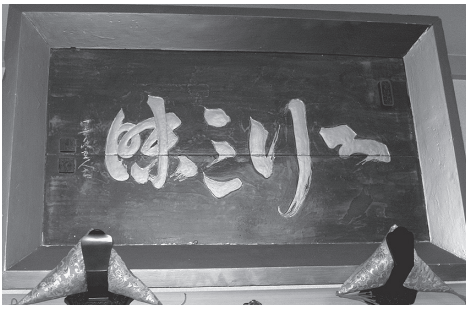

扁額

過去帳

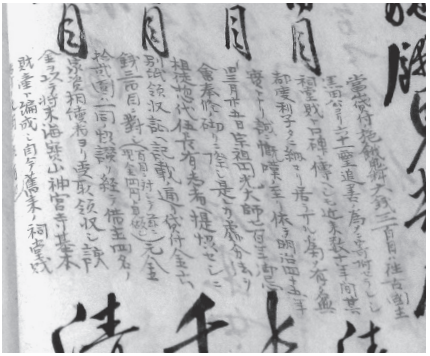

オ．神宮寺の過去帳の記録

「（略）往古国主黒田公ヨリ六十一霊追善ノ為メニ寄附セラレシ祠堂財と口碑ニ傳ヘシモ（略）」とあるがその金額や時期は不明。藩主黒田公より賜った祠堂財の一部、六銭三百目を島の四人（清助・長久郎・千太郎・清八）に施餓鬼料として貸付したとある。寺の過去帳でこの四人を調査した結果、施餓鬼料を借りた時期は、黒田公より賜わった時期から遅く一七八〇年から一八二五年くらいの間と思われる。この頃、神宮寺が島民へ貸付をしていたことが分かる。

カ．経塔様・流れ灌頂

郷の先、先波止の先に島の人が「経塔様」と呼んでいる石碑がある。

相島の海岸には昔からよく死体が流れ着いたとい

経塔様

われ、流れ仏を祀った供養碑であるという。海を向いて立ち、表に「海中横死人 為追善」と刻まれ、裏に「若者中」とあるが年号は剥離して判読できない。その手前には陸を向いて一八七五年に建てられた「三界万霊塔」がある。今回次のような仮説を立ててみた。享保四年大風による六十一人の溺死者は殆ど島外の人であり、博多・福岡の町の加子が二十四名、郡から十八人 士分を十一人とすれば、百合越浜まで供養に行くには当時、道もなく難儀である。参拝し易いように波止の近くに建立した可能性が高い。同じようなケースが山の観音堂に見られる。[24]

八月に入ると神宮寺の本堂に施餓鬼棚を設置し、過去の海難事故死者の位牌を祀る。八月十六日の夜、前述した「経塔様」の前で海難事故の犠牲者を弔う行事が「流れ灌頂」で現在も続いている。今回、六十一名溺死の石碑の史実を蘇えらせたことで分かった。神宮寺の合同位牌も、昔から持ち出され祀られていた。神宮寺住職の話では「黒田藩御用船遭難」とのいい伝えがあることから、結果として享保四年六十一名の溺死も含め海難事故を悼み、今日まで毎年供養されてきたことが分かった。

キ．長井浜の集石墓

新宮町の調査記録『朝鮮通信使客館跡』では墓が四基見つかったとある。一基は風化により墓石の文字は殆ど解読できず、わずかに享保四年巳亥年の年号だけが確認でき、他の三基は「斎藤源治郎墓」「眞子市平之塚」「鍛冶町之住人右□助□塚」とある。二基は黒田藩士のものと思われ、あとの一基は福岡の鍛冶町から出た水夫（加子）と思われる。

周辺に、未調査の墓二十五基があると新宮町の当時の調査報告書[6]に記載されているがいまだ手つかず今後の課題である。

（2）人物からの考察

ア．八田玉山

正徳三年（一七一三）生れ。福岡藩二百石、書家、儒者で、石碑の碑文を書いた延享五年は三十五歳である。亀井南冥（一七四三～一八一四）と深い親交があったとみえ、亀井南冥が友人として墓の碑文を「性格温厚にして、喜怒哀楽は現さず、詩酒と風月を好む、年六〇にて病を得、天明五年（一七八五）、七十二にて城東の長圓寺に眠る」と書いている。[25]

イ．竹田定之進

元禄七年（一六九四）生れ。明和六年（一七六九）没。竹田定直（号春庵・字子敬）（一六六一～一七四五）の子。父は正徳度の通信使来島のおり詩文唱和をしている。八田玉山が定之進に詩文の添削を乞うた手紙が現存し、横田久兵衛との書簡もある。扁額を書いた横田久平と同一人物か縁戚と思われる。これで八田玉山と竹田定之進と横田久平が碑文・扁額の作成者が繋がることになる。

ウ．藩主黒田継高

延享五年、四十六歳。藩主在位は享保四年（一七一九）から明和六年（一七六九）。享保度、継高は御忍びで相島に出かけた。そのとき申維翰と出会い申維翰から絶句二首を贈られている。[26]継高は通信使には饗応責任者として三度関わっており、溺死者発生当時の最高責任者であった。供養には殊のほか関心を示したのではないかと思われる。

エ．扁額を書いた横田久平

分限帳では延享元年（一七四四）から大文字役（書家）として黒田継高に仕えた、とあるが前述の如く享保度の朝鮮通信使記録に座札作成のため藍島に出張していることから、仕官は享保年中からであると推察できる。延享五年時の年齢は不明。

オ．金内新左衛門（初代）

金内家の庄屋（触口）は三代続き二代目が隆盛を誇るが、この初代は享保十八年（一七三三）に触口に任命され、宝暦五年まで在職し、後の金内家隆盛の基礎を作った。西念寺を莫大な寄付金で延享四年（一七四七）に再興した。

（3）まとめ

石碑建立や藩主から賜り供養した遺物から、その時期を

延享元年（一七四八）三月と比定した。その理由は（1）、（2）を受けての結論である。

拓本の五年を基準に、当初は法事の回忌から考察し、明和五年（一七六八）、五十回忌と判断していた。ところが第十次の朝鮮通信使、江戸での国書交換は延享五年であるが、その年は七月に改元、つまり相島来島時は改元前の延享五年四月であることから年紀を変更した。溺死事故から次の通信使を迎える年次に関係者は前回の不慮の事故を弔い、行事の安全を祈る気持ちがより強くなるのが自然ではないかと思う。

以下に述べる各種の史料から、延享五年（一七四八）の三月、饗応準備中の多忙の中、石碑を建立し追悼したとの断定に至った。

延享五年三月十五日、触口・庄屋、十五名が相島に渡り、具体的には浦役所用聞二人、肴才判六人、小船才判七人が通信使接待の準備を務めた。

『福岡藩朝鮮通信使記録』（十二）

「浦記録八十一」

官人来朝帰帆之部の中に浦々の触口庄屋計十五人が、浦役所用聞、肴才判、小船才判の役割をそれぞれ命じられ、糧米一升頂いている。

「浦々触口庄屋拾五人、一日壱人壱升充粮米被下之」

多忙な準備の最中、彼岸前後に百合越浜まで関係者が出向き、あらかじめ建立していた石碑の前で供養したものであろう。

追悼の碑を触口の初代金内新左衛門が施主となり、庄屋・賛同者の領民が建立し、黒田藩主継高が死者を弔う気持ちをもって供養料、合同位牌や扁額を賜り不慮の溺死（殉職）を追悼したのである。また殉職した侍十二名に対して、実子の無い遺族には養子等に家を継がせ、遺族の妻子に対して手厚い配慮をしている。

結びにかえて

第三章の考察から、台座は溺死から一年前後、石碑・位牌・扁額・供養料は碑文を書いた玉山（当時三五歳）、玉山と交流していた竹田定之進、扁額を書いた横田久平、藩主黒田継高、触口の金内新左衛門などから碑の建立時期と他の事蹟も延享五年の可能性が高いと比定した。

新宮町の古文書を読む会[21]は一年以内の享保五年説である。この説の難点は横大路家『大庄屋留書』に事故の詳細や通信使関連を多数記しているにも関わらず石碑の記載が

ないこと[17]、玉山の年齢が六歳と幼少すぎて合わないこと、碑文に「往時」とあることから「往時」とは一般に十年以上を表すことから一年以内の建立は解せない。

この時期に亡くなった六十一名は通信使の応接準備中での事故、つまり殉職であり、これを福岡藩と領民が供養の気持ちを表し、それを毎年流れ灌頂で供養してきたと確認できたことは建立の時期比定よりも重要ではなかろうか。そして今回の石碑の拓本取りが契機となり、島民が朝鮮通信使への思いや賑わいを記録に残していたのを確認できたのも意義深い。

今回の調査で、相島の神宮寺「窟観音濫觴記[28]」の記述に「朝鮮の三使錦帆を連ねて此の島に泊船し詩を謡い楽を奏す。此の壮大なる有様を見聞せんと数萬の人寄来たる」とあり当時の歓迎の様子が窺える。数萬は過大としても島の人々が異国の文化に酔いしれたことが裏付けされる貴重な記述である。

また、相島に古くから伝わる祭り「八大龍王祭[29]」の記録に「「朝鮮人ハ　十二月四日ニ入津、同年二十六日に出帆したり、西野善左衛門八歳ノ時ナリ」を見出した。日程からいけば宝暦十四年（一七六四）の通信使来島になる。また弟十蔵は朝鮮人来聘のための薪を準備作業中に誤って足に大怪我を負う。兄與吉は身内の不幸、忌中につき祭りには出てならない掟があるにも拘わらず出席した。定めを破った災いか、給仕人が汁物を與吉の肩に掛ける粗相が起きた。身内に忌中の者がいれば祭りには参加してはならないと強い戒めがあった。通常の生活の中に朝鮮通信使が溶け込んでいたようだ。

二〇一一年『福岡市史・近世編』が刊行され、相島の庄屋長三郎が正徳元年（一七一一）の通信使応接の内容を詳しく著した『官人来朝覚書』が紹介された[30]。

その後、通信使の事跡が島民に伝えられなくなったのは宝暦十四年（一七六四）を最後に来島しなくなったのが原因かもしれない。また石碑の碑文の「韓使来聘」の四文字の「韓」が他の字より明らかに削り取られたように見えるのは、偶然だろうか。

二〇一三年の三月、波止場・井戸・石碑が朝鮮通信使関連史跡・遺構として新宮町指定有形文化財に指定された[31]。一九九五年からの課題の二十五基の墓やその他の遺跡はいまだ未調査である。

また文化財

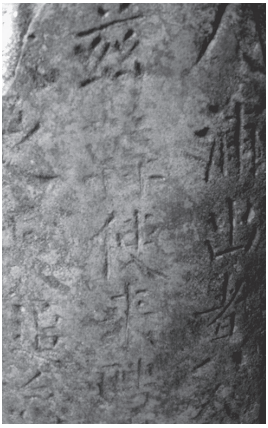

石碑「韓使来聘」の文字

に認定された石碑の劣化は著しく、それらの保護・修復も急務である。将来、相島に通信使関連の資料館設立をめざし多くの情報を発信していきたい。[32]

（いまむら　こうすけ　相島歴史の会）

註

（1）藤井甚太郎『藍島の信使』（本歴史地理学会での講演要録）一九一七年

（2）三宅英利『近世李朝通信使の九州観察』北九州大学研究紀要　一九六八年
三宅英利『近世日朝関係史の研究』文献出版　一九八六年

（3）県史編集員会『福岡県史・通史編・福岡藩・文化（上・下）』一九九三～一九九四年

（4）新宮町誌編集員会『新宮町誌　相島編』一九九七年

（5）高田茂廣『朝鮮通信使と福岡藩の領民』西南地域史研究第一一輯　一九九六年　筑前五ケ浦廻船に関する著書多数あり。近世における浦研究の第一人者。

（6）福岡地方史研究会『福岡藩朝鮮通信使記録』1～13巻
故高田茂廣氏が主宰した福岡地方史研究会古文書を読む会で八年余をかけて翻刻　二〇〇〇年発行。二〇〇一年福岡県文化賞奨励賞を受賞。

（7）新宮町教育委員会『朝鮮通信使客館跡』―福岡県糟屋郡新宮町所在遺跡の調査―　新宮町埋蔵文化財発掘調査報告書　第17集　二〇〇〇年

（8）相島歴史の会　朝鮮通信使新宮大会の翌年、二〇一一年一月に相島在住者・出身者を中心に島の歴史の検証と活性化を意図して設立。

（9）拓本を採った報告会を二〇一一年一月に相島で実施、参加していた神宮寺中澤住職より、寺に六十一名の合同位牌があるとの発言を受け二月に神宮寺の文化財を調査。その結果、合同位牌・過去帳・扁額が確認出来た。

（10）事故の往時から毎年八月一六日に「流れ灌頂」行事として、弔い続けて来たことは驚きに値する。此度合同位牌の意味が蘇ったことが意義深い。

（11）石碑の材は島の花崗岩、自然劣化が著しく石の上部の文字が剥離し、足元も罅割れ（二〇〇五年の西方沖地震の影響か）の状態である。

（12）浦触口の名称が寛延三年（一七五〇）から大庄屋に改称。『新宮町誌』の触口は浦より早く享保八年（一七三〇）に改称。

（13）台座。石碑の側にあり、頭の部分がほんの少し出ていたのを、二十センチほど掘り下げてみたところ文字を確認。台座の石は砂岩質で脆く保存困難。

（14）江戸詰めの福岡藩家老郡平馬（約五千石）、大音六左衛門（四千十四石）に書状を差出し両名より幕府中老井上河内守に報告、八月廿八日黒田靱負に宛て差立たずようにとの返書有。

(15) 黒田鞆負。享保度の通信使饗応の総責任者。野村太郎兵衛が仰せつかるも体調不良で黒田鞆負に交代。黒田は四千五百石の家老。

(16) 岩国徴古館　二〇一三年十一月　関連古文書調査。その折に延享五年作「相島絵図」を実見。この絵図については内密であったからか関連文書は見つからず。記録に残さなかった可能性が高い。

(17) 横大路家『大庄屋留書』九州大学文化史研究所　史料集刊行会　福岡藩糟屋郡　『九州文化史研究所史料集』二〇〇〇年　本史料は享保二年（一七一七）～元文五年（一七四一）までの記録、朝鮮通信使関連記述26ケ所と多数あり。享保一八年（一七三三）に横大路源四郎が大庄屋を命じられる。

(18)『博多津要録』福岡市櫛田神社にある文書で、福岡県指定有形文化財。三十七年間務めた原田安信（年代不明、江戸半ばの人）の撰になるもの。全二十八巻。

(19) 西日本文化協会『福岡藩御用帳（二）』編纂代表者　秀村選三　一九九三年

(20) 浦銀、別名「溜銀」ともいう、浦における積立金。

(21) 金内家の大庄屋　享保一八年（一七三三）から文政五年（一八二二）まで三代続く。新左衛門　二代目の時（一九歳から七二歳）五三年間　裏粕屋郡の大庄屋を務める時がもっとも隆盛。筑前一の金持ちと云われ商船を持ち大坂や京都とつながり中国と貿易し財をなした。西念寺の再建に尽力する。アルネカラン氏の『筑前新宮浦　大庄屋三代・金内新左衛門』に詳しい。『西南地域史研究』第5輯　一九八三年

(22) 二〇一二年秋、福岡市立博物館末吉主任学芸員による確認の結果、首が取れたのは地蔵の材質が粘土のための風化であり、廃仏毀釈による打ち壊しではないとの見解。

(23)「心行三昧」従来の論では、浄土宗の教えである「南無阿弥陀仏」、念仏三昧の「一行三昧」と解釈していたが、今回新証言により「心行三昧」に変更した。

(24) 参拝し易い場所に設置した例に山の観音堂がある。従来穴観音の霊場は人家から遠く、その上急峻な坂道を波打ち際まで降りねばならない。参拝には甚だ不便なので、民家も近く景色が良い清浄の地に御堂が建立された。

(25)『福岡県碑誌　筑前之部』福岡県墓誌保存会・筑紫史談会大道学館出版部発行　一九二九年

(26) 享保度の製述官申維翰『海游録』（姜在彦訳）に黒田継高のことを記述した部分があり、「余が倭語をもってその年を問うと、十三だと言う。筆札をあたえて姓名を書かせると「木村勝三郎」という。余は桃花箋一枚を出して絶句二首を写し、これを贈った」とある。

(27) 新宮町古文書の会の中野清秀会長（当時）の説で文化財保護委員『提言』の中で述べている。二〇一二年

(28)「阿部島窟観音濫觴」神宮寺。当時の住職が明和七年（一七七〇）にこのままでは云い伝えもやがては消えてしま

うのではと危惧され『阿部島窟観音濫觴』を書写した。

(29) 『八大竜王祭』毎年十一月十五日に島の豊漁を祈り、定まりを安永九年（一七八〇）に書写している。その中に朝鮮通信使関連の記述がみえる。

(30) 二〇一一年三月、福岡市史編纂委員会により『新修　福岡市史・資料近世編―領主と藩政』に正徳元年（一七一一）、相島の庄屋長三郎が著した「官人来朝覚書」、通信使接待記録の翻刻が紹介された。これは嘉永六年四月に、山奉行山本惣次が相島を訪れたおり（廻浦）借用し写していたため、明治三年相島の大火による焼失を免れた。この内容は福岡藩記録にない事項が多々あり興味深い。相島庄屋は通信使来島のたびに、次の通信使応接を円滑にこなすため記していたものと思われる。

(31) 新宮町文化財保護委員の提言書で、朝鮮通信使関連の遺跡（波止・井戸・石碑）が二〇一三年三月に町指定有形文化財に認められたが、神宮寺の合同位牌や台座は認められず、今後の課題となった。

(32) 史料発掘を含めて課題は多いが、日韓合同申請中のユネスコ世界記憶遺産登録に繋がるものと信じて相島歴史の会として活動していきたい。

【参考文献・引用文献（註に記載は省く）】

・『黒田（続）家譜巻之十九』

・『宗家文書』「享保四年巳亥年　信使記録　破船殞命之一件九十二」

・『長野日記』黒田藩家臣長野源太夫著　享保二十一年（一七三六）没

・『吉田家伝録』黒田藩家臣吉田式部治年著　万治三年（一六六〇）生　享保六年（一七二二）退隠

・『安見鼎臣弼集禄　黒田家譜早鑑』黒田藩家臣安見鼎臣弼著　正徳四年（一七一四）～寛政五年（一七九三）

・『近世博多家伝録』博多の年行磯野五兵衛著　寛文十二年（一六七二）～宝暦七年（一七五七）

・『朝鮮通信使客館跡』新宮町教育委員会　福岡県糟屋郡新宮町所在遺跡の調査―新宮町埋蔵文化財発掘調査報告書　第17集　二〇〇〇年